ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［九・十　略］

2　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（準用規定）

第百五十八条の八　第百五十条の五から第百五十条の九までの規定は、被疑者の鑑定留置について準用する。この場合において、第百五十条の五（見出しを含む。）、第百五十条の六の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の七の見出し並びに第百五十条の八の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の五第二項ただし書及び第百五十条の六第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の五第二項及び第百五十条の六第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の五第二項、第百五十条の六第三項、第四項、第五項及び第六項並びに第百五十条の八第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、第百五十条の五第二項第一号、第百五十条の六第三項、第四項及び第六項第一号並びに第百五十条の八第一項中「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条）

第百五十九条　法第二百二十五条第一項の許可の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　書面による法第二百二十五条第三項の許可状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

八　第百三十三条第四項の規定による記録を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

［九・十　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（準用規定）

第百五十八条の八　第百五十条の四から第百五十条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第百五十条の四（見出しを含む。）、第百五十条の五の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の六の見出し並びに第百五十条の七の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の四第二項、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条）

第百五十九条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

［新設］

［2　同上］